

期間入札の公告

令和 6年 4月19日
 札幌地方裁判所民事第4部
 裁判所書記官 横山和弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月10日から 令和 6年 5月20日まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 5月29日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月27日から 令和 6年 5月31日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月19日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1,2	9,800,000 7,840,000	一括	1,960,000	42,574	12,211
1	6,390,000				
2	3,410,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 北広島市松葉町二丁目
地 番 5番1
地 目 宅地
地 積 287.60平方メートル
- 2 所 在 北広島市松葉町二丁目 5番地1
家屋 番号 5番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 84.24平方メートル
2階 43.74平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 約16.38平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物件明細書

令和 6年 2月16日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 愛 場 政 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

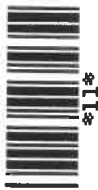
《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 北広島市松葉町二丁目
地 番 5番1
地 目 宅地
地 積 287.60平方メートル
- 2 所 在 北広島市松葉町二丁目 5番地1
家屋 番号 5番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 84.24平方メートル
2階 43.74平方メートル
- (未登記附属建物)
- 種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 約16.38平方メートル



令和 5年(又)第 82 号
令和 6年 1月11日受理
令和 6年 1月31日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所
執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 北広島市松葉町二丁目 |
| | 地 番 | 5番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 287.60平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北広島市松葉町二丁目 5番地1 |
| | 家屋 番号 | 5番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 84.24平方メートル |
| | | 2階 43.74平方メートル |



(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 農地 <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人 (<input checked="" type="checkbox"/> B (物件占有者) <input type="checkbox"/> ()) の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書 () の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/> 無権原
占有開始時期	令和 元年ころ
最初の契約日	令和 元年ころ
契約等期間	令和 元年ころから <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	「その他の事項」のとおり
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本件土地の境界石等は、積雪のため確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 土地建物位置関係図に示すとおり、物件所有者所有の門柱、塀（コンクリートブロック塀）及び土留め（コンクリート土留め）が設置されている。土留めは損傷が多々あり、塀については北東側隣接地境界付近の奥行きは、積雪により確認できなかった。

■ 物件2について

- 1 附属建物の車庫は隣地（地番5番10）との境界付近に設置されている。
- 2 和室内窓の建付が悪く、閉開が困難となっている。
- 3 洋室④の部屋の壁及び天井のクロスの亀裂等の損傷がある。
- 4 階段及び2階の廊下にきしみがある。

■ 物件占有者Bの陳述の要旨

- 1 物件所有者Aは私の息子です。本件物件には新築時より、私（物件占有者B）及び娘が住んでいます。令和元年に亡くなった夫も住んでいました。物件所有者Aは本件物件に平成17年8月ころから約1年間住んでいましたが、その後は住んでいたことはありません。
- 2 本件物件は、息子名義になっていますが、住宅ローンを息子名義で借入れ、夫が住宅ローンの支払いを完済をしています。息子に対し、家賃等の支払いはなく、契約書等の書面はありません。
- 3 境界石等を見たことはありません。各隣接地所有者の方たちと境界について争いになったことはありません。
- 4 南東側隣接地（地番5番10）境界付近に設置されている塀は、南東側隣接地所有者の所有物となります。
- 5 4年程前まで、2階の天井より雨漏りをしていましたが、2階の天井は補修しています。
- 6 私は、本競売の売却手続きの前までには、引越しをしたいと思います。引越しができた際は、建物内及び車庫内の動産全てを搬出は出来ず、残置する可能性が高いです。競売手続で本物件が売却された場合に私の方で処分ができないため、残置物の所有権を放棄いたしますので、新所有者の方に処分していただきたく思っています。

■ 占有権原について

物件所有者Aと物件占有者Bとの間に賃貸借契約はなく、また、物件所有者Aは、母親である物件占有者Bに本件物件を使用させているため、本件物件は、黙示の使用貸借契約による占有権原と認定した。

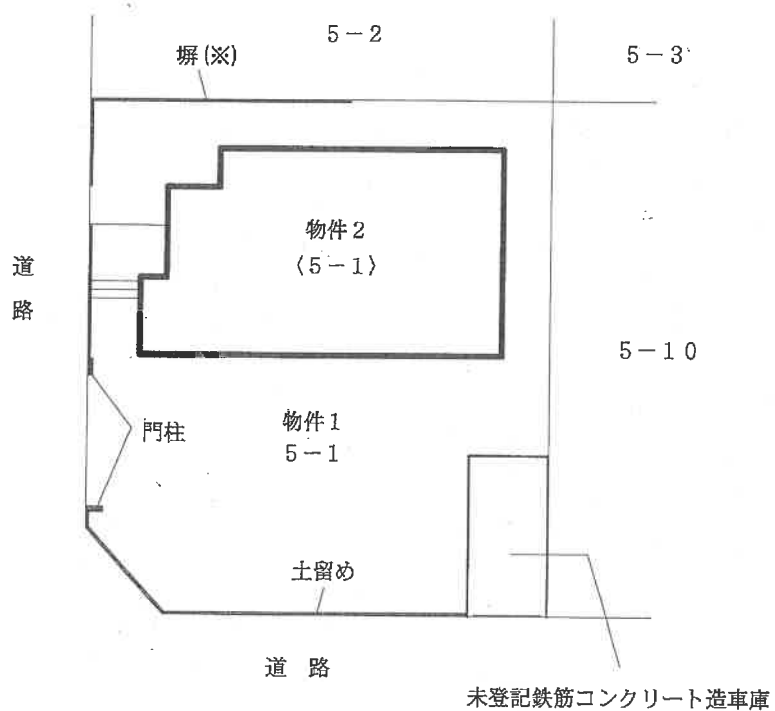
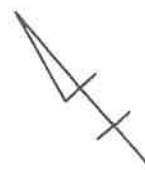
■ 物件所有者Aへの照会書の回答はなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 1月12日 (金) 15:00-15:30	物件所在地	占有関係調査、現地確認、外部調査、写真撮影、物件占有者Bに面談
6年 1月12日 (金) : - :	郵便	物件所有者Aに書面照会
6年 1月16日 (火) 9:30-9:35	電話	物件占有者Bに架電
6年 1月22日 (月) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
6年 1月26日 (金) 10:00-10:50	物件所在地	立入調査、写真撮影、物件占有者B立会、評価人同行
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

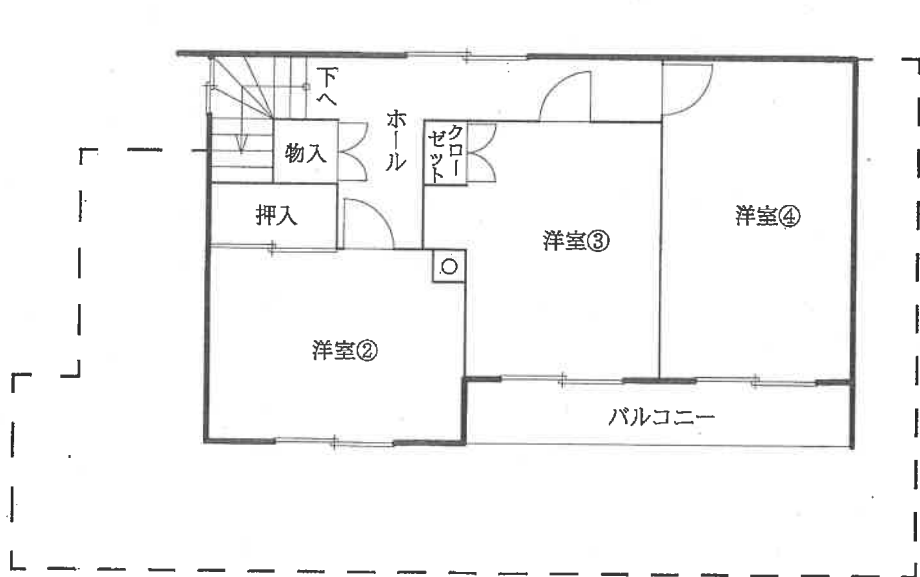
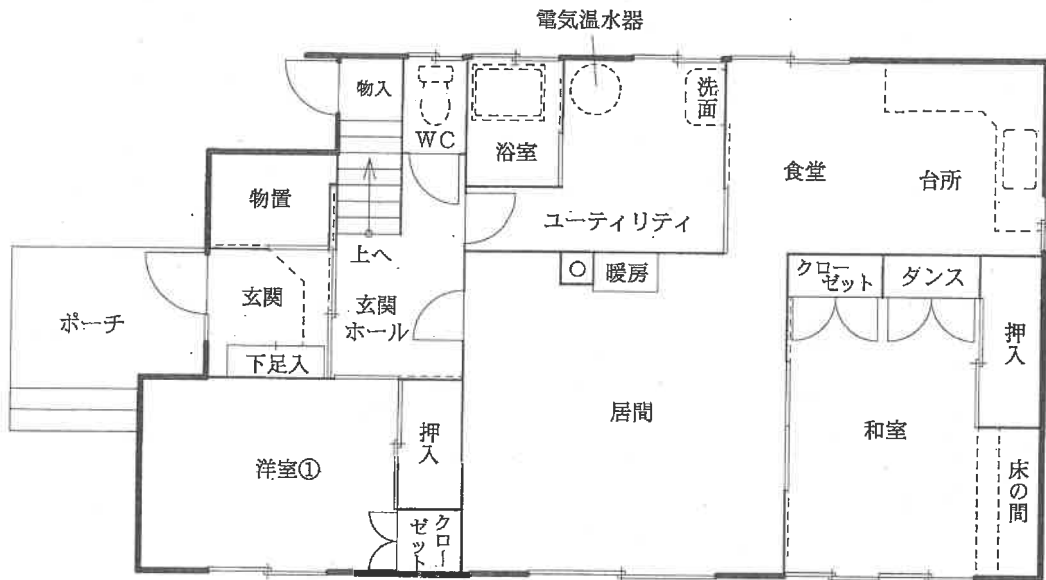
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



(※) 積雪下につき塀の奥行きは確認できなかった。

建物間取図



全景



居間



食堂・台所



浴室



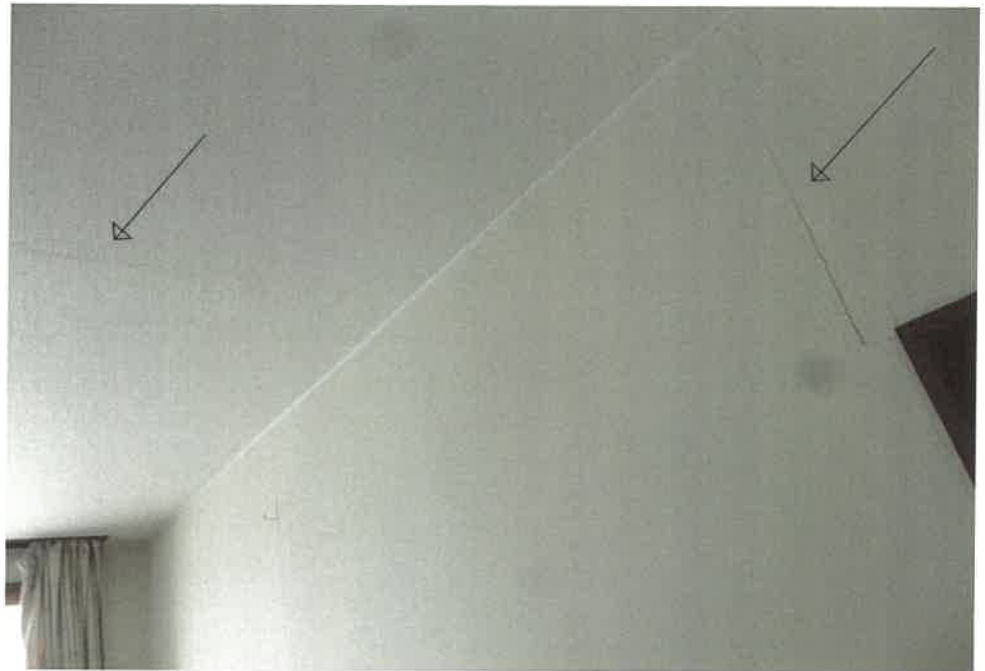
附属車庫



門柱・コンクリート土留めの状況



洋室④ 天井及び壁のクロス状況



令和5年(又)第82号
令和6年1月26日現地調査
令和6年1月31日評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
横山 幹人

第1 評価額

一 括 価 格	
金9,800,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金6,390,000円
物件2 (建物)	金3,410,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不具合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	北広島市松葉町二丁目 5番1 宅地 287.60㎡	特記事項の通り
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	北広島市松葉町二丁目 5番地1 5番1 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 84.24㎡ 2階 43.74㎡	特記事項の通り
番号	特記事項		
1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にコンクリート土留め、コンクリートブロック塀等有り（別添図参照） ・未登記附属建物1棟有り（詳細後記） 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR千歳線「北広島」駅のほぼ南西方道路距離にして約1.8kmに位置する(別添位置図参照)。	
付近の状況	付近は都市計画道路「広葉通」及び「緑陽通」背後の市道沿いにあたり、中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化地域 第1種低層住居専用地域 40% 50% 建基法22条区域 ・外壁の後退距離 1.5m ・建築物の高さの限度 10m ・高度地区(北側斜線制限) ・居住誘導区域内 ・宅地造成工事規制区域 ・北海道が定める景観計画区域内
画地条件 (形状等)	北西側間口約15m、南西側間口約13m(西方に約4mの隅切り有り)の別添図の通りほぼ長形状の角地である。	
接面道路	北西側・・・認定幅員12.0mの舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号) 南西側・・・認定幅員8.0mの舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土地の利用状況 及び隣地の状況等	・本件土地(物件1)は、本件建物(物件2)の敷地として利用されている。 ・接面道路とは概ね等高に接している。積雪のため定かではないものの、隣接地とは概ね等高に接し、宅盤は概ね平坦と見られる。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	

特記事項	<ol style="list-style-type: none">1 物件の確認は、主に公図等に基づく目測（一部巻尺）に依り把握したものである。土地境界を示す標石等は積雪のため確認することが出来ず、その概略の状況を把握するにとどまった。2 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないとのことである（北海道教育委員会公表資料による）。3 対象土地については、現地調査及び閉鎖登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。4 敷地内にコンクリート土留め、コンクリートブロック塀等が存するが、特段の増分価値は無いものと判断した（別添図参照）。
------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）	昭和50年12月6日 新築
	経過年数	約 48 年
	経済的残存耐用年数	約 2 年
仕 様	構 造	木 造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	モルタル塗り
	内 壁	ビニールクロス、化粧合板等
	天 井	ビニールクロス、化粧合板等
	床	ビニールシート、畳、ジュータン、フロアパネル等
	設 備	電気、水道、バス、トイレ、電気温水器等
	その他	
床面積（現況）	登記記載の通り	
現況用途等	階 層：2 階 現況用途：居 宅 間取り：5LDK [建物間取図（間取略図）のとおり]	
品 等	建築当時は中位品等の建物であったものと把握されたが、建物の老朽化及び下記保守管理の状況から、現在の全体的な品等は劣る。	
保守管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階和室の窓の建付が悪く、内窓の開閉が困難である。 ・ 2階洋室の壁、天井のクロスに損傷が見られる。 ・ 階段及び2階の廊下にきしみがある。 ・ 上記以外についても、外観上、経年程度の損耗、劣化、老朽化の状況にあるものと見られる。 	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件建物は、建築確認申請がなされ、完了検査済証の交付を受けているとのことである（市担当課照会による）。 2 土地建物位置関係図のとおり、敷地南側に未登記附属建物である鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の車庫（約16.38㎡）が所在している。尚、この車庫は、建物価格に含めて評価した。 3 目視による調査の範囲では、アスベスト使用の有無については特に確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	48,000	1.05	287.60	0.90	13,046,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の基準地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量のうえ、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差率：角地 + 5% (1.05) なお、敷地内の土留め、塀等については、特段の増分価値は無いものと判断した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：-10%

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価(未登記附属建物を含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床 面積(m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	150,000	127.98	0.05	960,000

ウ 現価率

- ・ 建築後約48年経過し、損耗、劣化、老朽化が見られる現状を踏まえ、5%と判定。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	13,046,000	0.30	法定地上権	3,914,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ×カ (千円以下切り捨て)
1	13,046,000	- 3,914,000	/	1.00	0.70	-	6,390,000
2	960,000	+ 3,914,000	-	1.00	0.70	-	3,410,000
一括価格(合計)							9,800,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：受命物件の個別的要因及び現況(3~5頁記載の通り)並びにこの種中古住宅の需給動向等を考慮の上、市場性修正は不要と判断(1.00)した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格〔北広島―4〕

所 在 : 北広島市若葉町3丁目3番4

価 格 : 43,000円/㎡

位 置 : JR千歳線「北広島」駅のほぼ南西方道路距離約1.6kmに位置する。

価 格 時 点 : 令和5年7月1日

地 積 : 300㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 道 路 : 北東8m市道に接面

用途指定等 : 第一種低層住居専用地域〔建蔽率40%、容積率50%〕

地域の概要 : 中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件1 4,736,196 円

物件2 1,866,159 円

附属建物(※) 145,127 円

(※) 固定資産評価証明書記載の附属建物(車庫、16.38㎡)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図に準ずる図面写し
- 3 閉鎖された地図に準ずる図面写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 建物間取図（間取略図）
- 6 土地建物位置関係図

以 上

位置図



対象不動産



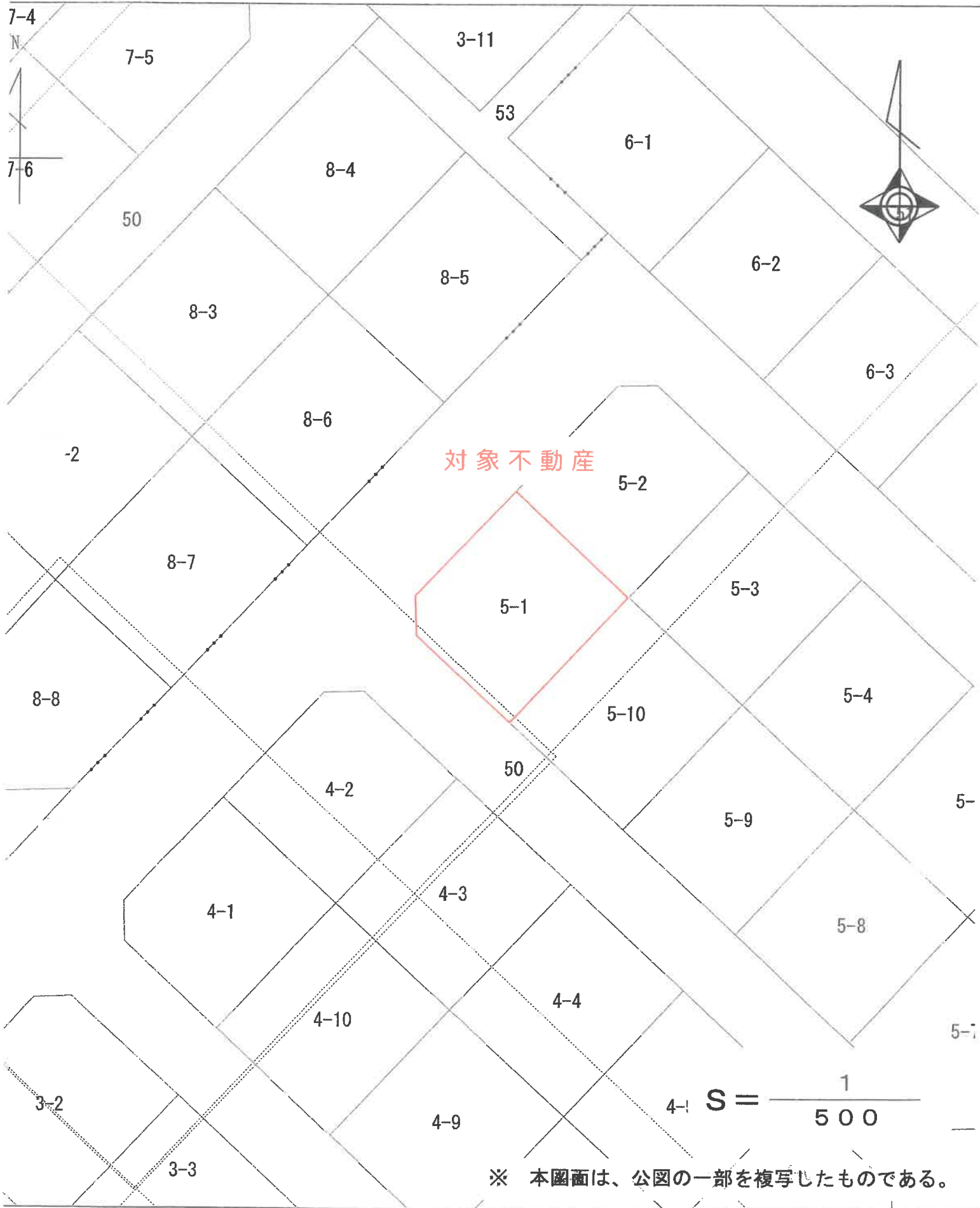
基準地 北広島-4

S 10,000

札幌圏都市計画図(北広島市)

地図に準ずる図面写

(座標値種別：図上測)



(座標値種別：図上測定)

この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられた図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 区域 目録	松葉町 1丁目
----------------	------------

閉鎖された地図に準ずる図面写



登記年月日：昭和50年12月16日

017524

家屋番号

5番1

建物の所在

北広島市 北広島町 松葉町 5丁目 5番 1号

各階建築物平面図

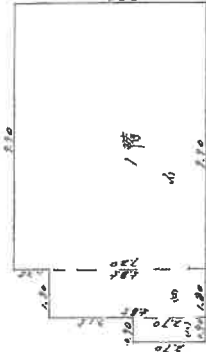
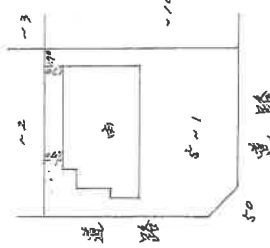
昭和50年12月16日

製作年月日

申請人



2階 4.50 x 5.40 = 24.3000
 廊下 5.40 x 3.60 = 19.4400
 43.7400 m²



1階 2.70 x 2.90 = 7.8300
 廊下 5.85 x 1.80 = 10.5300
 2.70 x 0.70 = 1.8900
 20.2500 m²



(日測速15)

縮尺 1/500 1/100

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

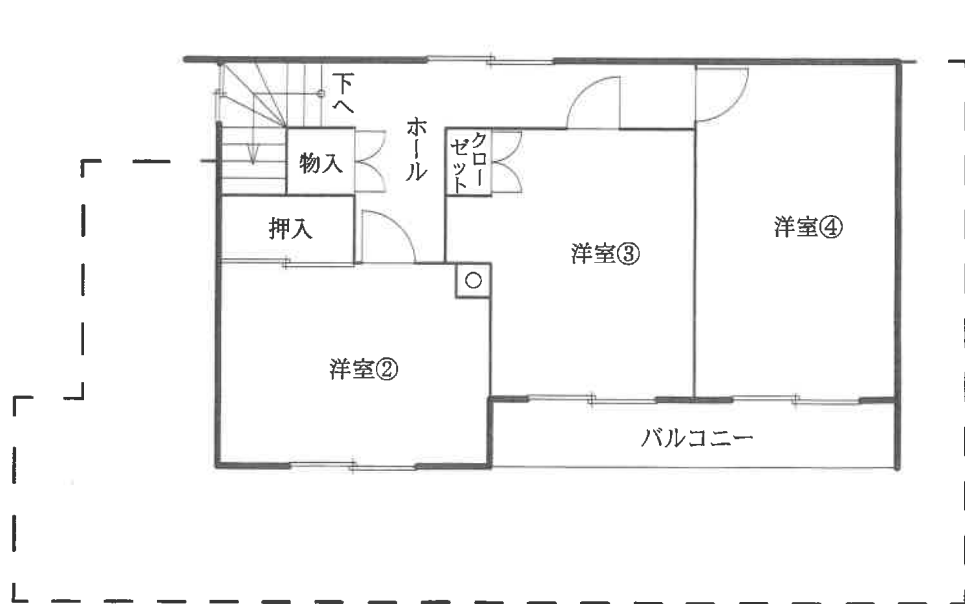
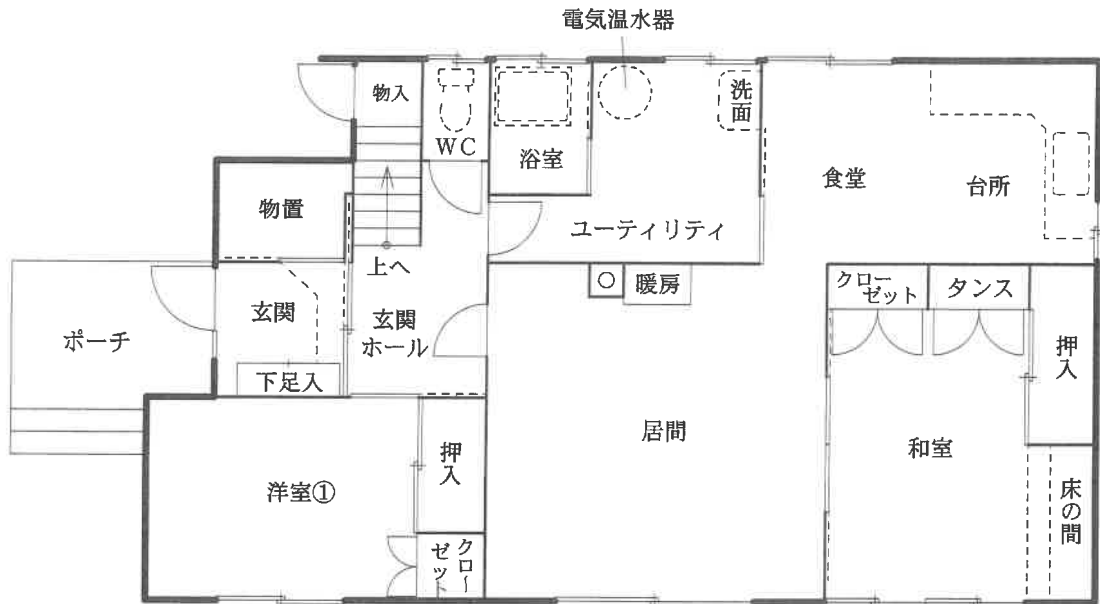
(札幌法務局白石出張所管轄)

令和5年11月9日

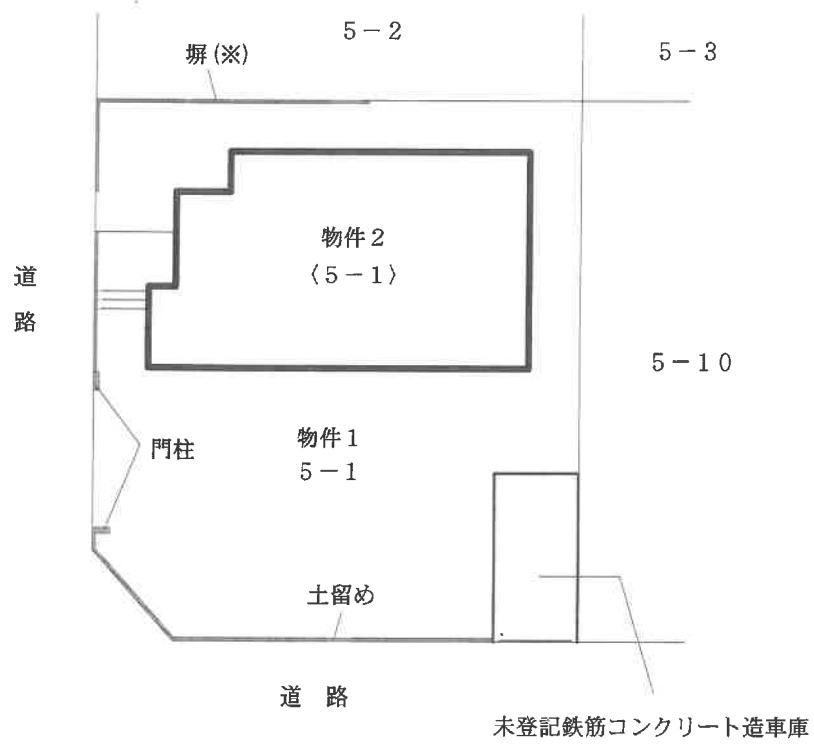
東井法務局

登記官

建物間取図（間取略図）



土地建物位置関係図



(※) 積雪下につき塀の奥行きは確認できなかった。

S ≒ 1 : 2 5 0